



発行 新潟県

号外 1

令和4年8月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 24 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 25 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 26 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)
- 27 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例(創業・イノベーション推進課)
- 28 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例(建築住宅課)
- 29 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例(建築住宅課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例(新潟県条例第24号)

- 1 マンション管理計画認定申請手数料等の新設
マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、マンション管理計画の認定の申請等に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)
- 2 長期優良住宅に係る手数料に関する規定の整備
長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されることから、長期優良住宅に係る手数料に関する規定の整備を行うこととしました。(別表関係)
- 3 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第25号)

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う規定の整備
地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、条例で定める特別の事情がある場合を除き、2回以内とすることとなったことに伴い、当該特別の事情に係る規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。(第3条関係)
- 2 施行期日
この条例は、令和4年10月1日から施行することとしました。

◇新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第26号)

- 1 公費負担の限度額の引上げ
公職選挙法施行令の改正に伴い、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ピラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとしました。(第4条、第8条及び第11条関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第27号)

1 対象の見直し

温室効果ガスの排出の抑制に寄与する次世代自動車の普及を促進することが地球温暖化を防止するための脱炭素社会の実現に資するものであることに鑑み、この条例に基づき普及の促進をすることとする対象を次世代自動車に見直すこととしました。(第1条関係)

2 次世代自動車の定義

この条例において「次世代自動車」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車その他の自動車であって、その使用に伴い排出される温室効果ガスがないか、又はその量が相当程度少ないものをいうこととしました。(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県営住宅条例の一部を改正する条例(新潟県条例第28号)

1 県営住宅の廃止

県営あかさか住宅(長岡市)及び県営小関住宅(燕市)を廃止することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

令和4年8月12日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第24号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係） (1)～(5)（略） (6) 土木部関係					別表（第3条関係） (1)～(5)（略） (6) 土木部関係				
	対象となる事務	名 称	区 分	金 額		対象となる事務	名 称	区 分	金 額
(略)					(略)				
34 の 3	(略)	(略)		(略)	34 の 3	(略)	(略)		(略)
34 の 4	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の申	マンション管理計画認定申請手数料	(1) 長期修繕計画の数が1である場合 (2) 長期修繕計画の数が2以上である場合	1件につき 4,000円 1件につき、4,000円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額					

	請に対する審査			
34 の 5	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	マンション管理計画認定更新申請手数料	(1) 長期修繕計画の数が1である場合	1件につき 4,000円
			(2) 長期修繕計画の数が2以上である場合	1件につき、4,000円に1を超える長期修繕計画の数に1,800円を乗じて得た額を加算した額
34 の 6	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) 管理規約の基準に係る事項の変更については、4,300円 (2) 管理組合の経理の基準に係る事項の変更については、4,500円 (3) 長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項の変更については、変更に係る長期修繕計画の数が1である場合にあっては9,800円、変更に係る長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては9,800円に1を超える当該長期修繕計画の数に5,000円を乗じて得た

				額を加算した額 (4) その他の基準に係る事項の変更については、2,000円
34 の 7	(略)	(略)		(略)
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	(1) <u>一戸建て（新築をしようとするものに限る。）に係るもの</u> (2) <u>共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）に係るもの</u> (3) <u>一戸建て（新築をしようとするものを除く。）に係るもの</u>	(略) 1件につき次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） (1)～(8) (略)
34 の 4	(略)	(略)		(略)
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) <u>新築をしようとする住宅が一戸建てである場合</u> (2) <u>新築をしようとする住宅が共同住宅等である場合</u> (3) <u>増築又は改築をしようとする住宅（新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていないものに限る。）が一戸建てである場合</u>	(略) 1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1)～(8) (略)

			(4) 増築又は改築をしようとする住宅（新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていないものに限る。）が共同住宅等である場合	1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1)～(8) (略)
35の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 新築をしようとする場合	1件につき 次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） (1) 総戸数が5戸以内のものについては、24,800円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、37,500円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、59,100円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、91,700円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、137,200円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸

			(4) 共同住宅等（新築をしようとするものを除く。）に係るもの	1件につき 次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額） (1)～(8) (略)
--	--	--	---------------------------------	---

	<p>以内のものについては、 229,500円</p> <p>(7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、 289,300円</p> <p>(8) 総戸数が300戸を超えるものについては、327,800円</p>
<p>(2) 新築の時に 長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅の増築又は改築をしようとする場合</p>	<p>1件につき 次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）</p> <p>(1) 総戸数が5戸以内のものについては、34,600円</p> <p>(2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、53,700円</p> <p>(3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、86,100円</p> <p>(4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、134,900円</p> <p>(5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、203,200円</p> <p>(6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、341,700円</p> <p>(7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、</p>

36	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等 (同法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請に基づき認定を受けたものに限る。)の変更の認定(同法第9条第1項の規定による申請に係るものを)	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	(1) <u>一戸建て</u> (<u>新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものに限る。</u>) <u>に係るもの</u>	(略)
			(2) <u>共同住宅等</u> (<u>新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものに限る。</u>) <u>に係るもの</u>	1件につき <u>次に掲げる額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</u>
			(3) <u>一戸建て</u> (<u>新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものを除く。</u>) <u>に係るもの</u>	(略)

36	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画(同法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき認定を受けたものに限る。)の変更の認定(同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(1) <u>新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が一戸建てである場合</u>	431,300円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、489,000円
			(2) <u>新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が共同住宅等である場合</u>	1件につき、次に掲げる額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
			(3) <u>増築又は改築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が一戸建てである</u>	(略)

除く。)の
申請に対
する審査

(4) 共同住宅等
(新築の時に
長期優良住宅
建築等計画の
認定を受けた
ものを除く。)
に係るもの

1件につき
次に掲げる額（長期優良住宅の
普及の促進に関する法律第8条
第2項において準用する同法第
6条第2項の規定による申出を
行う場合にあつては、その額に
建築確認等手数料額を加えた額）

(1)～(8) (略)

く。)の申
請に対す
る審査

場合

(4) 増築又は改
築の時に認定
を受けた長期
優良住宅建
築等計画の変
更をしようと
する住宅が共
同住宅等であ
る場合

1件につき、次に掲げる額（長
期優良住宅の普及の促進に関す
る法律第8条第2項において準
用する同法第6条第2項の規定
による申出を行う場合にあつて
は、その額に建築確認等手数料
額を加えた額）を、申請に係る
共同住宅等について同時に申請
された住戸の数で除して得た額
（その額に100円未満の端数を生
じたときは、これを切り捨てた
額）

(1)～(8) (略)

36
の
2

長期優良
住宅の普
及の促進
に関する
法律第8
条第1項
の規定に
基づく長
期優良住
宅建築等
計画（同
法第5条
第4項又
は第5項
の規定に
よる認定
の申請に
基づき認

区分所
有住宅
に係る
長期優
良住宅
建築等
計画変
更認定
申請手
数料

(1) 新築の時に
認定を受けた
長期優良住
宅建築等計
画の変更をし
ようとする場
合

1件につき
次に掲げる額（長期優良住宅の
普及の促進に関する法律第8条
第2項において準用する同法第
6条第2項の規定による申出を
行う場合にあつては、その額に
建築確認等手数料額を加えた額）

(1) 総戸数が5戸以内のものに
ついては、12,400円

(2) 総戸数が5戸を超え10戸以
内のものについては、18,700
円

(3) 総戸数が10戸を超え25戸以
内のものについては、29,500
円

(4) 総戸数が25戸を超え50戸以
内のものについては、45,800
円

<p>定を受けたものに限る。)の変更の認定(同法第9条第3項の規定による申請に係るものを除く。)の申請に対する審査</p>	<p>(5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、68,600円 (6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、114,700円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、144,600円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、163,900円</p>
	<p>(2) 増築又は改築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする場合</p> <p>1件につき次に掲げる額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</p> <p>(1) 総戸数が5戸以内のものについては、17,300円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、26,800円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、43,000円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、67,400円 (5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、101,600円</p>

					(6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、170,800円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、215,600円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、244,500円
(略)					
38	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料		(略)	
(略)					
(6)の2～(9) (略)					

(略)					
38	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料		(略)	
(略)					
(6)の2～(9) (略)					

附 則

この条例中別表第6号の表34の4の項を34の7の項とし、34の3の項の次に3項を加える改正は公布の日から、その他の改正は令和4年10月1日から施行する。

新潟県条例第25号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）</p> <p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（<u>出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週</u></p>	<p><u>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）</u></p> <p>第2条の3 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（<u>出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。</u>）の期間とする。</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について人事委員会規則の定めるところにより任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>

間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

新潟県条例第26号

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年新潟県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 37万5,500円と5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

<p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27万655円</u>と<u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>26万2,530円</u>と<u>27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

新潟県条例第27号

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>新潟県次世代自動車の普及の促進に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>温室効果ガスの排出の抑制に寄与する次世代自動車の普及を促進することが地球温暖化を防止するための脱炭素社会の実現に資するとともに、次世代自動車に関連する地域産業の活性化に資することに鑑み、次世代自動車の普及の促進に関し、県の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針その他の基本的な事項を定めることにより、次世代自動車の普及の促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>次世代自動車</u>」とは、<u>電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車その他の自動車であつて、その使用に伴い排出される温室効果ガスがないか、又はその量が相当程度少ないものをいう。</u></p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、<u>次世代自動車</u>の普及の促進に関する施策（以下「普及促進施策」という。）の基本方針を定め、これに基づき普及促進施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県は、市町村、事業者及び事業者の組織する団体が行う<u>次世代自動車</u>の普及の促進に関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する基本方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>次世代自動車</u>の需要の開拓を図ること。</p>	<p><u>新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>電気自動車等の普及を促進することが、温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化対策の推進に資するとともに、電気自動車等に関連する地域産業の活性化に資することにかんがみ、電気自動車等の普及の促進に関し、県の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針その他の基本的な事項を定めることにより、電気自動車等の普及の促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>電気自動車</u> 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。</p> <p>(2) <u>充電機能付電力併用自動車</u> 地方税法（昭和25年法律第226号）第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) <u>電気自動車等</u> 電気自動車及び充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、<u>電気自動車等</u>の普及の促進に関する施策（以下「普及促進施策」という。）の基本方針を定め、これに基づき普及促進施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県は、市町村、事業者及び事業者の組織する団体が行う<u>電気自動車等</u>の普及の促進に関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する基本方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>電気自動車等</u>の需要の開拓を図ること。</p>

<p>(2) <u>次世代自動車の充電又は燃料の充填に要する設備等の整備の促進を図ること。</u></p> <p>(3) <u>次世代自動車に関連する産業への事業者の参入の促進を図ること。</u></p> <p>(4) <u>次世代自動車の普及が地球温暖化を防止するための脱炭素社会の実現に資するものであることその他の次世代自動車の有用性</u>に関し、啓発に努めること。</p> <p>(事業者への支援)</p> <p>第6条 県は、<u>次世代自動車に関する産業への事業者の参入に対する支援、次世代自動車の需要の開拓その他の次世代自動車に関連する産業を振興するための必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(技術開発の促進)</p> <p>第7条 県は、<u>次世代自動車に関連する技術の開発の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(2) <u>電気自動車等の充電に要する設備等の整備の促進を図ること。</u></p> <p>(3) <u>電気自動車等に関連する産業への事業者の参入の促進を図ること。</u></p> <p>(4) <u>電気自動車等の普及が温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化対策に有用であること</u>に関し、啓発に努めること。</p> <p>(事業者への支援)</p> <p>第6条 県は、<u>電気自動車等に関する産業への事業者の参入に対する支援、電気自動車等の需要の開拓その他の電気自動車等に関連する産業を振興するための必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(技術開発の促進)</p> <p>第7条 県は、<u>電気自動車等に関連する技術の開発の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第28号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)		(略)	
あけぼの住宅	長岡市東川口	あけぼの住宅	長岡市東川口
(略)		あかさか住宅	長岡市東川口
(略)		(略)	
堤下住宅	村上市坂町	堤下住宅	村上市坂町
(略)		小関住宅	燕市小関
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第29号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(仮設建築物等に対する適用除外)		(仮設建築物等に対する適用除外)	
<p>第 4 条 法第85条第 6 項又は第 7 項の規定により特定行政庁がその建築を許可する仮設興行場等及び法第87条の 3 第 6 項又は第 7 項の規定により特定行政庁がその用途を変更して使用することを許可する建築物については、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p>		<p>第 4 条 法第85条第 5 項又は第 6 項の規定により特定行政庁がその建築を許可する仮設興行場等及び法第87条の 3 第 5 項又は第 6 項の規定により特定行政庁がその用途を変更して使用することを許可する建築物については、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p>	
<p>第30条 地方自治法第252条の17の 2 第 1 項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(46) (略)</p> <p>(47) 法第85条第 3 項、<u>第 6 項又は第 7 項</u>の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(48)～(54)の 2 (略)</p> <p>(54)の 3 法第87条の 3 第 3 項、<u>第 6 項又は第 7 項</u>の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p>第30条 地方自治法第252条の17の 2 第 1 項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(46) (略)</p> <p>(47) 法第85条第 3 項、<u>第 5 項又は第 6 項</u>の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(48)～(54)の 2 (略)</p> <p>(54)の 3 法第87条の 3 第 3 項、<u>第 5 項又は第 6 項</u>の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>	
別表（第28条関係）		別表（第28条関係）	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
1～28 (略)	(略)	1～28 (略)	(略)
29 法第85条第 6 項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者	(略)	29 法第85条第 5 項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者	(略)
29の 2 法第85条第 7 項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者	(略)	29の 2 法第85条第 6 項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者	(略)
30～39 (略)	(略)	30～39 (略)	(略)
39の 2 法第87条の 3 第 6 項の規定により建築物の用途を変更	(略)	39の 2 法第87条の 3 第 5 項の規定により建築物の用途を変更	(略)

して興行場等として使用する許可の申請をしようとする者 39の3 法第87条の3 第7項の規定により建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する許可の申請をしようとする者 39の4・40 (略)	(略)	して興行場等として使用する許可の申請をしようとする者 39の3 法第87条の3 第6項の規定により建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する許可の申請をしようとする者 39の4・40 (略)	(略)
---	-----	---	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。